**1　私立学校審議会の意見を聴かなければならない事項**

|  |
| --- |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 事　　　　　　　項 | 対象となる私立学校 |
| 学校に関する事項（法第８条第１項） | 学校の設置･廃止、設置者の変更、閉鎖命令 | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校 |
| 収容定員に係る学則の変更 | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、各種学校 |
| 全日制・定時制・通信制の課程の設置・廃止、学科の設置・廃止、広域の通信制の課程に係る学則の変更 | 高等学校 |
| 幼稚部、小学部、中学部、高等部の設置・廃止、高等部における通信教育の開設・廃止 | 特別支援学校 |
| 高等課程、専門課程、一般課程の設置・廃止、目的の変更 | 専修学校 |
| 学校法人に関する事項 | 1. 収益事業の種類の定め（法第19条第２項） 2. 寄附行為の認可（法第23条第１項） 3. 寄附行為の補充（法第25条第１項） 4. 解散事由の認可（法第108条第３項） 5. 措置命令（法第133条第２項） 6. 役員又は評議員の解任勧告（法第133条第11項） 7. 収益事業の停止命令（法第134条第１項） 8. 学校法人の解散命令（法第135条第１項） 9. 組織変更の認可（法第152条第７項）   10.収容定員超過の是正命令（私立学校振興助成法第12条第２号）  11.予算の変更勧告（　　　　　　　〃　　　　　　　　第３号）  12.役員又は評議員の解職勧告（　　　　　　　〃　　　第４号） | |
| その他 | 無認可専修学校・各種学校の教育の停止命令（学校教育法第136条）  審議会委員の解任（法第12条） | |

凡例　法：私立学校法